

無料で

経済連携協定利用の輸出を支援します

現在、我が国では20の経済連携協定(EPA)等が発効しています。

横浜税関では、管内の輸出入に携わる企業(※1)、各種業界団体の皆様が開催するセミナーや研修会に、原産地規則の説明、証明書発給に必要な品目分類の講師として、職員を派遣(オンライン形式を含む)(※2)いたします。

ご希望がございましたら、まずはお気軽にお問合せ下さい。

※1 個社単位ではお断りしていますが、関連会社等と合同で開催の場合は受け付けています。

※2 利用するweb会議ソフトの種類によっては対応できない場合があります。

✓ 説明内容

可能な範囲でご希望に沿った内容での説明を行います。

(例) 原産地規則の概要、特定のEPAに係る留意点、品目分類の概要 等

相手先の要望でEPAを使って輸出したいのですが?

原産地規則の概要

輸出する品物とその原材料の品目分類と
原産地を教えてください。

日本酒(22.06項)で米(10.06項)、水(22.01項)、
米麹(21.06項)が原料で原産地は不明です

品目分類の概要

関税分類変更基準で原産性を証明できそうです。

原産地規則
品目別規則の概要

発給機関へ原産地証明書の発給申請をします。

✓ 派遣講師

横浜税関業務部原産地調査官・関税鑑査官部門職員

✓ 費用

無料。講演料、交通費等一切不要です。

※会場やスライド等機材、資料の印刷は主催者側でご準備下さい。

✓ 派遣場所

対面の場合は貴団体の所在地等



横浜税関ホームページ



お問合せ先はこちら

横浜税関 業務部 管理課

TEL 045-212-6130

E-mail yok-gyoumuk@customs.go.jp

ペリーカスタム君